

(別紙)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ それでは、只今から意見交換会を始めたいと思います。先程の説明をお聞きいただき、御質問、裁判所の取組に対する御意見、御提案などがあればお聞かせいただきたいと思います。

○ 先程の説明は非常にわかりやすく、簡潔な説明だったと思います。新聞で報道される幼児虐待は氷山の一角であり、多くの事案の中で家庭裁判所が大変な仕事をされていることがわかりました。また、統計的にも大阪の児童虐待の申立件数が多いことに衝撃を受けました。児童相談所がどういうパブリシティをしているかわかりませんし、このような情報は、人権上の配慮もあり難しいと思いますが、未然防止に少しでも役立つようなリーフレットを作成していただくとか、ここで得た情報を開示したりするなど、もっとパブリシティしていただいた方がいろいろな点で役立つのではないかなという感想と提案です。

□ 裁判所では、憲法週間及び法の日週間に広報活動として様々な行事を催していますので、そのような機会を利用して、今回のテーマを取り上げることなどを検討して行きたいと思います。貴重な御意見をどうもありがとうございました。

○ 歯科医師の立場から思ったことがあります。先程、医師からも怪我とか傷とかで情報提供があるというお話がありましたが、歯科医師からも、身体的虐待とネグレクトにつき情報を提供しています。歯牙の破折であったり、脱臼、口腔内裂傷、顎骨骨折などの外傷がある場合には、身体的な虐待があるのではないかと疑います。また、ネグレクトの面では、現在は、歯科口腔衛生に関する意識が高まってきており、学校の歯科検診を見る限り、う蝕の生徒が減っています。しかし、希に、う蝕が多く放置されて治療がなされていない児童がいます。そのような児童については、学校の先生等に報告して、育児が怠慢な状況に置かれているので

はないかということをお伝えさせていただいています。歯科医師としては、1歳半検診、3歳検診、就学前検診、学校検診の場で乳幼児や児童と関わる場が結構ありますので、歯科医師会としては各医師に対し、情報提供していきましようと呼びかけています。

ただ、一部では、もし虐待でなく間違っていたらどうしようとか、逆恨みされたらどうしようかという意識があるのも事実です。そのため、ある程度、把握していても情報提供できていない部分があるのではないかと思います。

そういう意味でも、安心して情報提供できる環境を整えるべきであると思います。

- 虐待の未然防止になりますが、先程、日常的な連携というお話があり、調査官が要保護児童対策地域協議会にオブザーバーとして参加されているとお聞きしました。

昨年、大阪市西区の幼児二人が虐待され死亡した事件後、いろいろな取材をしたところ、家庭裁判所に持ち込まれる案件ほどひどい案件ではありませんが、虐待の予備軍というか、潜在的なものが広がっていると思いました。核家族化が非常に進んでいる中、離婚などにより母子だけの対面となり、どうしても手をあげてしまうなどのケースがものすごく多くなっています。そのような母親たちをどうするかというと、誰かが母子関係に入っていないとなかなか虐待が止まらないのが実態です。

西区の虐待事件の後、すごく動きが大きくなってきているのは、ネットとかを通して同じような立場の人が実際に集まり、状況を話し合うオフ会を開いたりしていることです。オフ会を開いて話し合うだけで救われたりすることがあります。

現在、調査官の方が地域協議会にオブザーバー出席されているのであれば、調査官の方が持つておられる専門的な知識をそのような場面にも広げていただければと思います。オフ会では、自分たちの状況を話し合うだけであり、これ以上ひどくならないためにはどうしたらいいとか、今後どのようになっていくとかとい

う専門的な知識がありません。調査官がそのような経験とか知識を持っておられるのであれば、もっと広いところで活かされてもいいのではないかと感じました。

△ 先程、お話をさせていただきましたように、家庭裁判所では、児童虐待全般に関わるのではなくて、28条事件が申し立てられたときに、あくまでも、手続を迅速にするために、そして、子供の福祉が守られる形で円滑に進めるために、行政機関で実施している会議などにオブザーバーとして参加しています。中身に入るのではなく、裁判所に申立てがされた場合、周辺の事情とか関係機関の動きとかも十分に承知した上で、事件の進行に役立てようという趣旨が主となります。ただ、いま御指摘があった点につきましても、誠にそのとおりでなという点もあります。家庭裁判所として今後、どのように関わっていくべきなのか、いろいろと裁判所が大きく変化している状況の中、いまのような御意見もよく参考にさせていただいて、会議への参加の仕方、裁判所が持っている情報を社会にどのように還元すべきかなど、検討すべき点もあると思います。

□ 児童福祉法28条関係などにつき、裁判官、調査官などが外部で講演をすることはないのでしょいか。

△ 裁判所として、積極的に行ったことはないと思います。

情報の還元という点につきましては、裁判所職員総合研修所の前身で家裁調査官研修所時代に、いろいろな家庭裁判所で取り扱った28条事件を集めて、調査官、学者の方にも入っていただいて研究し、扱った情報などから事件の特定ができないような形で、冊子として発行したことがあります。冊子は、関係機関には配布されていると思います。このように裁判所として事件を扱いながら、いろいろな情報を蓄積して、還元したこともありました。

○ 統計資料に大阪本庁、東京本庁、横浜本庁と比較している資料がありますが、これだけを見ると、大阪は何とひどいところかと思うのですが、これは、実体として大阪本庁の管内人口百万人当たりの年間新受件数が横浜本庁と比べて29倍も多いということなのか、あるいは、児童相談所と裁判所の連携が踏み込んだ形

でされており、風通しが良い結果、このように申立てが多いということなのか、どちらなのでしょう。情報を出すときには、例えば、児童相談所が出している件数と並べて、その中で裁判所に来ている件数が大阪の方が多いのだとか、そういう何か情報提供に工夫をしていただいた方がいいと思います。

- 確かに谷口委員の言われるとおりでありまして、ある文献によりますと、裁判所に申立てされた件数だけではなく、児童虐待自体の件数についても、自治体間に格差があり、児童福祉司、児童相談所の力量と民間団体の活動の有無、社会福祉事務所、保健所、保育園、幼稚園、小学校、病院、弁護士などのネットワークの程度により、児童虐待の件数が異なるという資料があります。大阪は、最も児童虐待の件数が多い自治体ということです。その原因としては、やはり、児童虐待が発覚しやすい態勢が整っているという指摘があります。まさに、谷口委員が言われているような背景があるがゆえに、結果的にあのような統計になっていると思います。

件数が少ない自治体というのは児童虐待が潜在化している可能性があり、件数が多い自治体というのは、児童の権利擁護が進んでいるのではないかという評価をなす文献もあるみたいです。確かに、裁判所に係属した件数につき、他庁との比較において、工夫が必要だと思えます。

多分、大阪の事件が多いのは、裁判所との連携であるとか、児童相談所の活動が活発であるとか、市民あるいは社会の関心が高いとかいろいろな要素があると思われまます。統計については、少し説明が必要だったと思えます。

- △ 確かに資料としてお示しするにあたって、もう少し、きめ細かく準備をすればよかったと思えます。委員長からもお話がありましたが、児童虐待の実数として、大阪がすごく多いかがよくわからないという面があります。28条の申立ても児童相談所といろいろなネットワーク機関との連携がうまくいき、家庭裁判所への申立てがスムーズになり、件数が多くなることにつながっていることもあります。必ずしも件数が多いことが、大阪の児童虐待が多いこととイコールには

ならないと思います。今回の提示としては、もう少しきめ細かく提示をして、印象的にとらえられることがないように工夫すべきだったと思います。

- この28条の事件に弁護士が関わっているのは、その大部分において、申立てをする児童相談所の代理人として関わっています。大阪弁護士会には、子供の権利委員会があり、ここでは若手の弁護士が希望して活動しています。虐待した親に弁護士が付くということがないわけではありませんが、親が弁護士を付けようとしなかった場合がほとんどです。大阪で子供の虐待関係を専門的に扱っている弁護士は、ほとんどが児童相談所の代理人をしている弁護士になります。この関係で文献などを調べますと、その著者も、裁判官、調査官、弁護士のいずれも大阪の方が多くなっています。

28条の申立てにつき、専門的な弁護士に聞きますと、相当、きちんとやらなければ、子供を親から引き離して施設に入れることになるため、裁判所が了承してくれないと言っていました。かなり早い段階から関わって、証拠をどう整えるかが最も苦勞する点になるということです。逆に言うと、そのようなノウハウがないと、児童相談所の方が走り回っても、証拠的に押さえられてないと、いざ申立てをしようとしても資料がないということになりかねません。大阪は関係機関の態勢が整っているので、申立て件数が多いのではないかと想像しています。

- 児童虐待の件数をとらえるのは難しいみたいで、児童虐待が増えているのか増えていないのか、関係者内でも議論があるみたいです。一般的には、児童虐待は増えているという感覚だと思います。社会にいる個人が孤立化し、家庭の中でも家庭自体が機能しなくなり、少人数の家庭が多いということで、直接、子供と親が対する場面が非常に増えました。祖父や祖母がおらず、夫婦と子供だけというような関係は、家庭裁判所が扱う事件の全てに影響があります。離婚についても、抑えがきかないから非常に深刻な対立となり問題化するというように、全て社会から来る個人の孤立化が核にあり、それがいろいろな方面に波及しているような感じが、家庭裁判所で取り扱っている事件にあります。

○ 児童虐待の現在の特徴とか変化についてもお話がありましたが、児童虐待についての社会の一つの関心というのは、いかに未然に防ぐかということです。

いま、どちらかというと、児童虐待が行われていることをどのように発見し子供を親から引き離すかというところに観点が置かれており、子供が病院にかかったときの怪我の状況などから発見されることも一つの方法だと思います。

そのような中で、28条事件というのは非常に深刻な事件であり、家庭裁判所が28条事件に関し、いろいろと情報を積み重ねているということが理解できました。

それならば、家庭のあり方とかが問題となり、家族が小さくなり、母親に対する援助が少ないと言われている状況の中で、表面的なところだけではなく深く分析されている家庭裁判所の知識を、今後の児童虐待が起こる土壌を社会全体で変えていく方向での提言であるとか、情報及び分析結果とかを御提示していただければ役に立つのではないかと思います。本日の報告も非常に勉強になりましたが、さらに提言的なところまで深めていただければ、ありがたいと思います。

□ 御意見、御提案をどうもありがとうございました。

○ 家庭裁判所としての話になるかどうかわかりませんが、どうやって発見するかというところについて、最初は、このグラフを見て大阪の多さにショックを感じたのですが、地域力があるという証明なのではないかとも思いました。

もちろん、児童相談所と裁判所の連携が密であるということもあると思いますが、大阪の街の特性を表す言葉で「ストリートコミュニティ」という言葉があります。

これは、通りで何か悪さをしようとしている人がいたら、上の建物からじっと見ていると、悪いことができないと思い逃げて行くという、通りを中心としたコミュニティがあるということを「ストリートコミュニティ」と言います。そういう関係性が大阪の街には残っているのではないかと、街造りに関わっている中で思っています。児童虐待の発見数が多いということが一番前に出すことは違うか

もわかりませんが、大阪の街を考えると、地域の課題をみんなで見ているという環境が残っていることは都市の財産になりますので、そういう意味では評価ができると思いました。さらに、児童相談所と裁判所が連携をとって、このように課題を積極的に発見する態勢をとられていることを初めて知りましたので、心強い態勢があると思いました。

もう一つ、日常的な連携の中で児童虐待関係の協議会と連携をされているというお話でしたが、裁判所が関わる案件の中で、おそらく児童虐待だけではなく、家庭の問題とか青少年の問題とか、そういう問題も地域の中で捉えられる問題だと思います。児童だけに絞らずに、地域と連携を強めていくと、地域にはいろいろな問題が集約されているので、いろいろな問題が発見されることになり、そのような連携も考えられるのではないかと思います。児童相談所の問題なのか家庭裁判所の問題なのかわかりませんが、御検討されてもいいのではないのでしょうか。

- 家庭裁判所のあり方も、裁判所内で留まっていたら十分に機能を果たせないもので、ある面、広く社会に出かけていき、その接触の中で幅広く情報を収集しながら、自らも成長していかないといけないという意味で、いま言われた方向性であるべきだと思います。貴重な御意見どうもありがとうございました。

予定しましたお時間になりました。これで本日のテーマに関する意見交換を終わらせていただきたいと思います。貴重な御意見、御提案、どうもありがとうございました。今後の家庭裁判所の運営の参考にさせていただきます。